

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～（最終回）

とまり
泊

ひろし
宏*

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載してきました。読者の皆様から頂いた御意見は本誌「会員だより」のコーナーに掲載していますが、それ以外にも、これまでに多くの感想・意見等をお寄せいただいております。訴訟リスクに対して会員の関心が高いことに改めて驚くとともに、読者の皆様からの声が励みとなり、何とか連載を続けていくことができました。

頂いたご意見等の中には「訴訟にならないためにはどうすればよいか教えてほしい」という要望もありました。では、訴訟リスクを防ぐ方法はあるのでしょうか。結論から申し上げますと、訴訟に対するリスクを「ゼロ」にすることは不可能だと思います。ただし、リスクを「軽減する」、リスクに「備える」ことは可能です。本号では、これらについて、考察します。

訴訟リスクを軽減する

1) 言動に気を付ける

これまで本連載で紹介した事例には、国や公共団体を訴えることが可能であるが、職員個人を相手に訴えたケースがある。これらの中には、住民や業者に対応した職員への個人的な感情が引き金となったと考えられるものがある。「あの担当者を許すわけにはいかない」、「あの課長の態度が気に入らない」といった思いから、職員個人に対して損害賠償を求

める訴訟が提起されているのである。

これらの事例をご覧になった読者の中には、「何も言わなければよいのではないか」、「何もしなければよいのではないか」と考える方がいるかもしれない。しかし、公務においては、その場面で「言わなければならないこと」、「行わなければならないこと」があるはずである。「言うべきことを言わなかった」、「行うべきことを行わなかった」ことに対して責任を問われ、訴訟となる可能性もある。

「言うべきことを言う」ことは必要だが、感情的なやりとりとならないように気を付けることで、訴訟リスクをある程度軽減することは可能である。

2) 組織内で情報を共有する

住民や業者との間でトラブルが生じた場合、設計ミス、積算ミス、手続きミスをしてしまった場合は、早い段階から組織として対応していくことが、個人に対して訴訟を提起されるリスクの軽減につながる。そのためには、大きな問題となる前にトラブルやミスを報告し、組織内で情報を共有していくことが重要である。そのような報告をすると「上司に怒られるのではないか」、「自分が低く評価されるのではないか」といったことが頭をよぎるかもしれない。気持ちはわかる。

しかし、組織のトップに立ったことがある経験から言うと「もっと早くわかっていたら、別の手を打つことができたのに」と悔やまれることがある。勇

*一般財団法人 ダム技術センター 理事長（前一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事）

気をもって報告することが、結果的に自分の身を守ることにつながるのだと思う。上司から見て信頼できる部下とは、都合の悪いことを隠そうとする部下ではなく、ふだんはしっかり対応するが、問題が生じたらきちんと報告してくる部下だと思ってよい。

また、上に立つ者は、無用のトラブルやミスが生じないように日頃から気を配ることは当然であるが、部下から報告があったときに、起こしてしまったことを怒るのではなく、起きてしまったことに今からどのように対応するか、ということにエネルギーを注ぐべきである。問題が生じたときへの対応で、管理職としての真価が問われると言ってもよいと思う。

3) 仕事の体系、流れをつかむ

わからないことがあるとき、パソコンやスマホで検索するとある程度のことわかる。筆者も利用することがあるが、筆者が学生や社会人に成り立てだった頃と比べると随分と便利になったと思う。しかし、検索で得られるのは、あくまで断片的な情報である。

仕事においても、基準や規則を断片的に当てはめてつなぎ合わせていて、一見すると間違っただけで行っていないように見えるが、全体的に見るとおかしい結果となっていることが散見される。その設計、手続き等において、根底にある考え方を理解せず、基本となることが見落とされてしまっているとそのような事態になってしまう。いわゆる「木を見て、森を見ず」になっている。

一朝一夕に「森を見る」ことができるようになるのは簡単ではないが、例えば、本誌では「基礎から学ぶインフラ講座」を連載しており、これまでの連載を編集して書籍としても出版されている¹⁾。河川、道路、港湾など各事業の予算制度、事業制度、技術基準のアウトラインや入札契約、事業評価の制度の基本等がコンパクトにまとめられており、更に詳しく勉強する場合の参考文献が紹介されている。断片

的な知識を得て満足するのではなく、全体的な体系や流れをつかむことを意識することが設計ミス、手続きミス等を防いだり、問題が生じたときに的確に対応できたりすることにつながり、それが訴訟リスクの軽減につながっていくと思う。

4) 現場を観る

本誌では「会計検査の指摘事例とその解説」を連載しており、会計検査で不当とされた事案等について専門家から解説をいただいている。また、「事例から学ぶ現場力の向上」では、設計ミスや施工ミスの事例に関して、原因、対応策、教訓をコンパクトにまとめて掲載している。これらの事例を見ると、基準への理解が不十分だった場合もあるが、コンサルタント会社が作成した図面や資料を鵜呑みにして、現場の状況をよく把握しないまま、設計、施工しているような場合も多い。

「遠隔臨場」が普及し、検査のために往復に何時間もかけて現場へ行く必要がなくなっている。新しい技術、機器を導入して業務を効率的に行うことは大賛成である。しかし、現場に出かけるのは、検査のためだけではない。

この地形条件で、この仮設で施工できるか、資機材の搬入はできるのか、必要な作業ヤードは確保できるのか。このようなことを見抜く目は、事務所の机でパソコンの画面を見ているだけで身に付くものではなく、多くの現場に足を運んで観てこそ、養われるものである。しかし、漫然と現場を見(み)ても良いわけではない。「観察する」ように観(み)ることで目は養われていく。では、どのような観点で観て行けばよいのか、について、全国共通的に普遍化、マニュアル化はしづらい。経験豊富な上司や先輩から学ぶのが最もよいと思う。退職した先輩方の協力を得て、一緒に現場を観る取組をしている事例(写真-1)がある²⁾³⁾。大いに参考になると思う。



写真-1 経験豊富なOBと現場を歩いて学ぶ
提供：九州防災エキスパート会（河川技術サポート会）

工事の設計、施工だけに限らない。斜面から小石が多く落ちてくるようになってきたが大丈夫か、大雨の後に滞筋が変わっているがそのままにしておいてよいか、こんな所から水がしみ出しているが問題ないか、ゲートを巻き上げるときの音がおかしくないか、ポンプを運転するときいつもと違う匂いがしているのではないかな…。このようなことに気が付くことで、大きな事故やトラブルを未然に防ぐことができる。

住民からの苦情、災害、事故、施工ミス。起きているのは現場である。何が起きているのか、ふだんから現場を観ておくことにより、イメージでき、それによって的確に判断し、対処できるのだと思う。それが、結果として訴訟リスクの軽減につながることになる。

5) 記録を残すことを習慣にする

会議、打合せ、ヒアリングに出席したとき、電話を受けたとき、上司から指示されたときに何らかの形でメモをすることはあると思うが、その場合、他人が何を言ったか、だけでなく、自分が何を言ったか、自分がどのような感想を持ったか等もできる限りメモしておくことをお勧めする。また、悩ましい問題にぶつかったときに、頭の中で考えるだけよりも、どこに問題があるのか、どのような選択肢が考えられるのか等を紙に書き出すと、頭がスッキリす

ることがある。要件が終わるとメモをゴミ箱に捨てる人や、1年くらいで手帳やノートを処分する人がいるが、できる限り長く残しておくことが望ましいと思う。

メモを取る方法（ツール）として何がよいかは、業務の内容や職場の環境等によるので、一概には言えない。ちなみに、筆者は様々な方法を試みてきたが、十年以上前から、A4判のコピー用紙（いわゆる裏紙でも可）にできる限り何でも手書きでメモするようにしてきており、現在も続けている。一日当たり結構な枚数になることがあるが、一定期間机の引き出しに保管した後は、スキャナーで読んでパソコンに格納し、紙は処分している。かつて大学ノートやシステム手帳を使っていたときは、使ったものが増えていき置き場所に困っていたが、現在は収納スペースを気にすることなく、何でも紙に書くよう心掛けている。

スケジュール管理は、所属や役職によってツールやシステムが異なっていたが、これも何らかの形でパソコンに保存し、自分の過去の行動を追うことができるようにしている。名刺管理にしても同様である。自分に合ったやり方を工夫し、慣れてくれば、それほど時間がかかることではない。

年齢とともに記憶力に自信がなくなっていくが、自分の予定（+実績）表、名刺、手書きのメモが残っていると、何年前のことであっても、意外とその時の様子を思い出せるものである。業務に関して過去の経緯を報告する必要があるとき、新しい問題に対処するときのヒントを探るとき、自分自身が残したメモが糸口となって助かったことがある。

このように自分の行動や発言を記録することは、業務の遂行だけでなく、訴訟リスクを考えた場合でも、役に立つことがあると思う。自分の手帳やメモが客観的な証拠になるか否かは別として、例えば、



図-1 失敗事例、先輩の知恵などの情報を技術職員の間で共有
提供：奈良県県土マネジメント部技術管理課

「その人と何回会ったか、よくわからない」、「その日はどこで何をしていたか覚えていない」というのと「その人と会ったのは2回だけ。いつといつ」、「その日はどこで何をしていた。したがって、そこにはいなかった。」と自信を持って主張できるのでは大きな違いがある。

6) リスクへの感度を高める

設計ミス、積算ミス、手続きミスが訴訟の引き金となる場合がある。過去にあったミスについて知ることは、公務を的確に遂行する上で貴重な情報であるが、訴訟リスクを軽減することにもつながる。

地方整備局や都道府県では、「失敗事例集」のようなものを独自に作成し、冊子化したりイントラに掲示したりして組織内で共有（図-1）しているところがある⁴⁾。また、先輩職員の経験を学ぶ意見交換会や講演会を実施しているところもある^{5) 6)}。たいへん良い取組である。特に、豊富な経験を有するOBから、失敗した事例やそれを克服した工夫を学

ぶことが効果的であることは「建設技術関係者の連携交流の推進について」⁷⁾でも指摘されている。他の機関の事例を参考にして、各機関でも様々な取組を工夫されると良いと思う。

しかし、現状において有益な情報が常に得られる環境にない読者も多いことと思う。4)で述べたとおり本誌では「会計検査の指摘事例とその解説」、「事例から学ぶ現場力の向上」を連載している。また「災害査定 の留意点」では、災害復旧で課題となった工種等について解説をいただいている。「後輩技術者に向けたメッセージ」では、先輩からの貴重な経験、教訓を語っていただいている。

このような連載から定期的、継続的に情報を得て、自分自身の頭の中に蓄積し、ミスに対する感度を持続し、高めていくことは、訴訟に対するリスクを軽減していく上で有効である。

訴訟リスクに備える

訴訟リスクを軽減する方策について、考察してきた。多くは、公務の的確な遂行や技術力の向上に資する取組であり、それが結果的に訴訟リスクの軽減につながるものであって、リスクを「ゼロ」にする魔法のような方法があるわけではない。

どれほど、安全運転や火の用心に心掛けても、交通事故や火事を完全に防ぐことは不可能である。

全建では「全建会員安心サポート制度」⁸⁾により、国家賠償法によって公務員個人が求償されたときの損害賠償金を、50万円を限度に補償する制度があり、全会員（正会員の国家公務員、地方公務員）を対象に適用される。さらに、幅広いリスクを対象に手厚く補償を上乗せ（最大1億円）する「建設系公務員賠償責任保険制度」⁹⁾があり、「建設系機構・公社等職員賠償責任保険制度」¹⁰⁾を創設するなど、会員のニーズを踏まえ、制度の充実を図ってきている。

公務の遂行に伴う問題については、公務員個人ではなく、国や地方公共団体が組織として対応すべきではないのか、と考える読者も多いであろう。筆者も公務員だったときに、職員個人の責任が問われる事案に関わり、やりきれない思いをしたことが何度もある。しかし、これまでの連載で解説してきたように、制度的には公務員個人の責任を問うことが可能であり、実際にも問われているのである。

備えていくことが安心につながるのである。

連載終了に当たって

本号をもって「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の連載を終了します。筆者につきましては、6月で全建の専務理事を退任しました。在任中は、多くの皆様にお力添えを頂き、たいへんお世話になりました。誌面をお借りして、厚く御礼を申し上げます。これからは、一会員として、全建の活動

を応援していきたいと思えます。

会員の皆様が技術力の向上、連携・交流を図り、インフラの整備・管理を通じて社会に貢献するという重要な使命を果たしていくことができることを心よりお祈り申し上げます。

<参考文献>

- 1) 大石久和編：基礎から学ぶインフラ講座 [第3版]、全日本建設技術協会、2023年3月
- 2) 足立辰夫：河川事業に携わる技術者への技術伝承～九州防災エキスパート河川分会（河川技術サポート会）の取り組み～、月刊「建設」、学ぶ・つなぐ・広げる、pp.49-51、2021年2月
- 3) 伊藤大司：近畿河川技術伝承会の取組紹介～現役職員へ技術や貴重な経験を継承～、月刊「建設」、学ぶ・つなぐ・広げる、pp.41-43、2022年12月
- 4) 勇川邦浩：技術職員向けポータルサイトの取り組み～「行基さんの知恵袋」を事例にして～、月刊「建設」、学ぶ・つなぐ・広げる、pp.58-60、2022年7月
- 5) 本橋倫之：若手技術者への技術の伝承の取組～スキルアッププログラムの2本の柱のひとつとして～、月刊「建設」、学ぶ・つなぐ・広げる、pp.40-42、2021年6月
- 6) 大谷睦彦：土木技術の伝承・技術力の向上にむけた活動～特別会員と若手技術者との意見交換会～、月刊「建設」、学ぶ・つなぐ・広げる、pp.45-47、2021年12月
- 7) 一般社団法人全日本建設技術協会 企画委員会：建設技術関係者の連携交流の推進について（報告）、令和2年10月
<https://www.zenken.com/zenken/sonota/renkei.pdf>
- 8) 全建会員安心サポート制度
<https://www.zenken.com/service/ansin/ansin.html>
- 9) 建設系公務員賠償責任保険制度
<https://www.zenken.com/service/hoken/hoken.html>
- 10) 建設系機構・公社等職員賠償責任保険制度
https://www.zenken.com/service/k_hoken/k_hoken.html

